



住保機確認第 08-026 号
平成 21 年 7 月 1 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

タケイ工業株式会社
代表取締役社長 高田行雄 殿



平成 20 年 11 月 17 日付けでいただきました「タケイ進化コンクリート法防水」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
タケイ進化コンクリート法防水
2. 工法または建築材料の概要
コンクリートの水密性を向上させる混和剤をコンクリート打設前に混和し、かつ、コンクリート打設後に塗布材を塗布することでコンクリート自体に防水性を持たせる工法
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の屋根（開放廊下、バルコニー等で下階が室内となるものを含む）
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 14 条第 2 項（防水工法）、第 15 条（パラペット上端部）、第 17 条（排水勾配）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②断面図等に当該工法を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。